

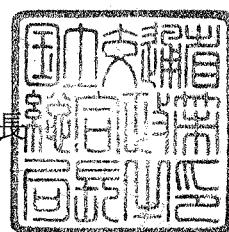


国総収第199号
平成25年4月5日

(起業者)

岩手県知事 殿
宮城県知事 殿
福島県知事 殿
東北地方整備局長 殿

国土交通省総合政策局長



東日本大震災の被災地における土地収用制度の活用について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、広範囲にわたる地域において多くの生命や財産が奪われた。国民の生活を支える公共インフラについても大きな被害を受けており、今後の被災地域の復興が迅速に進められるよう努める必要があるところである。

については、東日本大震災の被災地における公共用地の取得に当たっては、迅速に復興が進められるよう、下記事項に十分留意の上、土地収用制度を適切に活用されたい。

また、各県におかれましては、貴管内市町村に対しても、この旨周知いただくようお願いする。

記

一 事業認定手続について

(1) 申請準備作業の早期着手

起業者は、事業の優先順位等を勘案して、計画的に事業認定の申請を行うこと。具体的には、申請予定案件を整理するとともに、事業認定申請のために必要となる作業を勘案して、事業認定申請書類の準備に十分な時間を確保することができるよう、事業の完成時期等を見込んで早期に事業認定の申請の準備を

開始すること。

（2）手続保留制度の活用

今後の復興関連事業の本格化に伴い、事務量の増加等の問題から事業認定後直ちにすべての用地取得を行うことが困難なことも予想されるので、そのようにやむを得ない場合は、起業者において適切な時期に事業認定の申請を行うことができるよう起業地の全部又は一部について裁決申請期限が猶予される手続保留制度（土地収用法第31条以下）を活用すること。

（3）事業認定庁への情報提供及び事前相談の活用

被災地においては、緊急性の高い事業の申請が増大する見込みとなっていることから、事業認定庁の審査が円滑に進められるよう、申請予定案件について事業認定庁に前広に情報提供すること。

また、起業者は、過去に経験のない事業の申請をする場合等において、申請書類の作成に当たって不明な点がある場合等には、申請に先立って早い段階から事業認定庁に相談するなど、円滑に事業認定手続を進めるよう留意すること。

（4）関係部局間の連絡調整

事業認定申請の準備段階においては、早期の事業認定申請を目指して、円滑に準備を進められるよう、事業実施担当部局及び用地担当部局等関係部局相互間の十分な連絡調整を図ること。また、収用を行った案件の蓄積により、それ以降の案件についてさらなる事務処理の円滑化が図られるようノウハウの共有に留意すること。

（5）外部委託の活用

被災地の起業者においては、膨大な事業を担当し、行政事務を迅速に実施することが困難な状況にあると思われることから、今後、事業認定申請の増大が見込まれる場合には、外部委託になじむ部分については補償コンサルタントの活用等により事務負担の軽減を図ること。

（6）研修・マニュアル等の活用

収用手続を円滑に進めていくに当たっては、担当職員の土地収用制度についての十分な理解が必要となるものであるから、マニュアルの活用を図るとともに、職員の指導、研修を適切に行うこととし、必要な場合には国土交通省に相談すること。

二 裁決手続について

(1) 収用委員会への情報提供

被災地においては、過去に例のない規模の事業認定件数が見込まれることから、各県の収用委員会に持ち込まれる案件の数も増加することが見込まれる。このため、裁決申請を予定している案件について早い段階から収用委員会事務局に情報提供を行うこととし、所有者不明の場合の取扱等裁決手続に関する懸念事項等がある場合には、あらかじめ収用委員会事務局に相談するなど、収用委員会における裁決手続が円滑に進められるよう留意すること。

三 その他

(1) 緊急使用制度の適切な活用

被災地において迅速に復旧・復興を進めるに当たって、緊急に施行する必要がある事業については、土地収用法第122条及び第123条による緊急使用制度が整備されているので、起業者において適切と判断される場合には、その積極的活用を図ること。

なお、第122条第4項の規定により、使用の期間は市町村長への通知から六ヶ月を超えることができないこととされているが、やむを得ずこの期間を超えて土地を使用せざるを得ない場合は、期間の更新が否定されるものではないと考えられる。

(2) 事前説明会の開催

起業者は、土地収用法第15条の14に基づき事業認定の申請を行う前に事業の目的及び内容に関する説明会を開催することとされているが、法定の要件に留意しつつ、事業計画確定後に事業実施に当たって行われる説明会等と兼ねて開催するなどにより、事務負担の軽減と手続の迅速化を図ること。